

栃ト協発第35号
平成19年6月1日

会 員 各 位

(社)栃木県トラック協会
会長 関 谷 忠 泉
(公印省略)

平成19年度EMS用機器導入促進助成金について

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の運営にご協力を戴き厚くお礼を申し上げます。

さて、昨年に引き続き環境問題対策・事故防止及びエコドライブ推進の一環で標記EMS用機器導入に係る費用に対して一部助成を実施することになりました。

つきましては、下記条件により別紙要綱に基づき実施しますのでご案内いたします。

記

1. 申請期間 平成19年6月1日～平成20年2月29日
但し、平成19年3月1日から平成20年2月29日までに装着及び支払いが完了しなければならない。
2. 助成金額 全ト協：1万円/台・栃ト協：4万円/台・合計5万円/台
申請は1事業者あたりEMS用車載器10台を上限とする
予算枠に達した時点で打ち切りになりますので了承願います。
3. 対象機器 エコドライブの実践効果のあるEMS用車載器
4. 申請要領 別添の様式E「EMS用機器導入促進助成金交付請求書」に必要事項を記入し、請求書及び領収書の写し（リースの場合は、リース契約書の写し）装着証明書の写し 装着した車両の車検証の写しを添えて申請する。
5. 注 意 会員所有の県内営業ナンバーの車両であること。
助成金は新たに導入した対象機器に対して行う。

EMS用機器導入促進助成金交付要綱

平成18年 4月 1日制定
平成19年 4月 1日改正
社団法人 栃木県トラック協会

(目 的)

第1条 この要綱は、全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）の定めたEMS用機器導入促進助成金交付要綱に基づき、栃木県トラック協会（以下「栃ト協」という。）が行う、エコドライブ管理システム（以下「EMS」という。）の導入による業務の効率化、交通事故防止及び環境の改善を図るため、EMS用機器導入促進助成金の交付に関し必要事項を定め、適正かつ円滑に事業推進することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成の対象となるEMS用機器は、エコドライブの実践に効果のあるEMS用車載器（以下「機器」という。）とする。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、対象機器を新たに導入した会員事業者とする。

- 2 会員事業者とは、助成金を申請する時点で栃ト協に加入している者をいう。但し、栃ト協会費等の未納がある場合は、その限りではない。

(助成交付額)

第4条 会員事業者が新たに装着する機器に対して、1台あたり全ト協より1万円、栃ト協より4万円を交付する。

- 2 但し、申請は1事業者あたり、機器10台を上限とする。

(対象期間)

第5条 平成19年3月1日から平成20年2月29日までに装着を完了し、支払いが終了したものを対象とする。

- 2 リース契約の場合は、上記期間に導入が完了し、リース契約を締結したものに限る。
- 3 期間内であっても予算額に達した場合は、その時点で終了する。

(助成金の請求手続き)

第6条 助成金の交付を申請する会員事業者は、様式E「EMS用機器導入促進助成金交付請求書」により、次の書類を添付し、栃ト協会長に対して請求をするものとする。

ア 請求書及び領収書等の写し、又は、リース契約書の写し

イ 装着証明書の写し(車両登録番号、装置メーカー名、機器名、型式、装着年月日の記載があるもの)

ウ 装着した車両の車検証の写し

(助成金の交付)

第7条 栃ト協は、前条の「EMS用機器導入促進助成金交付請求書」の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、本助成事業に適合すると認めた場合には、申請事業者に対して助成金を交付する。

(財産処分の制限)

第8条 会員事業者は、交付対象の機器が導入の日から起算して1年を経過するまでは、譲渡、交換、廃棄、貸付、又は担保に供してはならない。但し、あらかじめ栃ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(報告)

第9条 栃ト協は、助成金の交付に関して必要な報告を求めることができる。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、栃ト協が別にこれを定める。

(附 則)

本要綱は、平成18年4月1日より適用する。

(附 則)

本要綱は、平成19年4月1日より適用する。

様式E

平成 年 月 日

社団法人 栃木県トラック協会
会長 関谷忠泉 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

印

EMS用機器導入促進助成金交付請求書

EMS用機器導入促進助成金交付要綱第6条の規程に基づき、関係書類を添えて助成金の支払い請求をします。

1. 交付請求額 金 円

装置メーカー名		
装着日	平成 年 月 日 ~ 月 日	
申請台数		台
助成金内訳	全ト協(10,000円/台)	円
	栃ト協(40,000円/台)	円
合計		円

上限は1事業者あたり車載器10台まで

2. 添付書類 請求書及び領収書の写し リースの場合は、リース契約書の写し
装着証明書の写し
装着した車両の車検証の写し

3. 振込先金融機関	金融機関	本・支店名
	口座名	口座番号(普通・当座)
	711ナ	

ご担当者名： TEL： FAX：

整理番号